

## 第20回柏市農業委員会総会議事録

1 令和8年3月9日(月)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長  
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室3第4会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

### <農業委員>

1番	岡田英夫	3番	平川徹
4番	深山敬子	5番	坂巻洋行
6番	豊田佐智子	7番	伊藤透
8番	大宮茂男	9番	成嶋君美
10番	染谷茂	11番	橋本英介
12番	谷田貝和代	13番	村越等
14番	山崎明久	15番	日暮悟

16名中14名出席

### <農地利用最適化推進委員>

17番	寺島和彦	19番	林敏夫
20番	清水良晃	21番	鹿倉健次
22番	友野博之	23番	木村美智子
24番	富澤智彦	25番	坂巻儀治
26番	砂川晴彦	27番	中村衛
28番	嶋田等	29番	江口武
30番	鈴木幸夫	31番	大塚信幸

15名中14名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

2番	染谷織恵	16番	遠藤秀生
18番	関根勝敏		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和

副主幹 上 野 輝 子  
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
- 議案第7号 特定農地貸付の承認申請について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出の確認書の交付について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第20回柏市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中14名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますこ

とをご報告いたします。

日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

**議長** 議長一任ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** それでは，指名をいたします。

伊藤透委員，大宮茂男委員，よろしく願いいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第 4 調査会でございます。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，橋本委員長よろしく願いいたします。

**橋本委員長** 農地第 4 調査会は，去る 3 月 4 日，3 月 5 日，令和 7 年度第 1 2 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 8 件，第 4 条 1 件，第 5 条 4 件，許可を要しない土地の証明願 1 件，主たる従事者証明 1 件，特定農地貸付け 1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 7 年 1 1 月に開催された第 1 6 回総会の議案第 2 号から第 3 号の計 7 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、4ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営拡大と栽培安定のため、また譲渡人は、農業経営縮小のため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 2番について、ご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

**村越委員** この人、前も来たのですけども、やる人は、どういう人なんでしょう？

**橋本委員長** ●●が母体です。農業法人を立ち上げてはいますが、多分販売等はまだする規模感ではなく、従業員がたくさんいらっしゃるの、その人たちに手当てするようなイメージで作るのではないかと思います。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番について、ご報告します。

調査会資料は、14ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、住所地から遠く、経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 地目が田になってるんですけども、現状は畑でしょうか。

**橋本委員長** 現状は田んぼです。耕作地です。

**成嶋委員** それで、●●を作付けってあるでしょう。

**橋本委員長** 客土して、いつものとおり高くなるんで、畑になる、畑みたいに作付けするということです。

**成嶋委員** では、現状を回復する、というか変更するわけですね。

**橋本委員長** 客土するんで、現状は田んぼでも、トラクターも落ちるような、相当悪い状況で、そこを客土して、何とか畑にしようっていうことだと思います。

**成嶋委員** そのときに、現状をいじるわけだから、転用か何か許可はいらぬのですか。

**橋本委員長** これ，次で出てきます。

**成嶋委員** 出てくるんですか，次に。

**橋本委員長** はい，3条じゃなくて5条のほうで。

**議長** では，その他，ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので，3番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

4番から7番までにつきましては，関連していますので一括して，  
調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 4番から7番までについて，ご報告します。

調査会資料は，19ページからになります。

本件は，●●に所在の法人である譲受人が，経営規模拡大のため，  
また各譲渡人は，住所地から遠く，経営規模縮小のため，所有権の移  
転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，田●●筆，合計●●㎡で，●●を作付  
けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準  
に基づき審査したところ，適正であると認め，第4調査会としては，  
許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作する  
ように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

4番から7番までについて何か質問はございませんか。

**村越委員** これも●●できるような畑に作るんですか。

**橋本委員長** ここも田んぼで、いつも●●さんがやられてるとおり、客土して、そこに作るということになっております。

**議長** よろしいですか。その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、4番から7番までを承認いたします。

次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 8番について、ご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、譲渡人の要望に応えるため、また譲渡人は、高齢のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

**村越委員** 譲受人は何歳ですか。

**橋本委員長** ●●歳です。

**村越委員** 他に仕事やってるのですか。

**橋本委員長** 兼業農家です。

**成嶋委員** この人の住所、住んでるところはアパートなのですか。

**橋本委員長** そうだと思います。

**成嶋委員** 作業場とか、そういう機械の置き場所はどのようにするのでしょうか。

**橋本委員長** 譲渡人が親戚で、そこから手配する形です。

**成嶋委員** 縁故関係ですね。現状はどうなっているのでしょうか。

**橋本委員長** 現状はちょっと荒れているというか、草は生えてる感じ  
です。

**成嶋委員** 嶋田さん、分かりますか。ここの現状。

**嶋田委員** 耕して何かやってはいますけど。木なんかも生えたりして  
いるような状況です。

**成嶋委員** じゃあ、田んぼではないってということですね。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 9番について、ご報告します。

調査会資料は、29ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、現在該当地を耕作中であり、今後も継続して耕作したいため、また譲渡人は、高齢のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

9番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、9番を承認いたします。

次の審議に入ります。

10番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 10番について、ご報告します。

調査会資料は、34ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、耕作を行わないため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

10番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

**村越委員** 会社で●●を作るということでしょうか。

**橋本委員長** そうです。

**村越委員** ●●さんという人は、どこかで研修などを受けていたのでしょうか。

**橋本委員長** ●●の●●で研修してるそうです。

**鹿倉委員** ●●とは、どういった会社でしょうか？

**橋本委員長** ●●を作るための農業法人を立ち上げたものです。

**鹿倉委員** 分かりました。従業員はいるんですか。

**橋本委員長** アルバイト2人です。

**議長** 他に何かありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** よろしいですか。

「なし」という声がありましたので、10番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

11番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 11番について、ご報告します。

調査会資料は、42ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、管理できていない農地の有効活用のため、使用貸借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

11番について何か質問はございませんか。

**村越委員** 譲受人の方、住所は畑から場所が遠そうに見えますが、耕作できるのでしょうか。

**橋本委員長** 所在地からは車で30分ほど、●●まで30分ほどです。譲渡人との関係としては、●●の方で耕作していて、そこのお客さんだったそうです。それで「農地が空いているから使わないか」という話の下、●●で作付けするということになったようです。レストランや販売店に卸している実績はあるようです。

**成嶋委員** 夫婦2人でやるのですか。

**橋本委員長** 夫婦2人です。

**議長** よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、11番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、50ページからになります。

本件は、市民農園の駐車場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆の一部●●㎡です。

申請地周辺は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。

地域の現役層の住民を中心に、野菜作りのニーズが高まっているため、申請地及び隣接地の●●を市民農園として整備する予定です。こ

れに伴い、申請地の一部を市民農園の利用者の駐車場に供するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、●●台分の駐車場として整備します。転圧の上、車両耐荷重のある防草シートを敷設します。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。防草シートにより、土砂の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

なお、本件に関わる市民農園の開設に関する特定農地貸付けについては、本日の議案第7号で審議します。

1番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 事務局に質問なんですけども、この合計面積、これ、2つ足して●●㎡なんでしょう。

**事務局** これは、全体、●●の上全体が●●㎡で、そのうちこの用途の駐車場として利用するのが●●㎡という内容です。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番及び2番につきましては、一体の事業ですので、一括して、調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番及び2番について、ご報告します。

調査会資料は、55ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地は、水はけが悪く耕作がしづらいことから、譲受人が譲渡人からの相談を受け、今回の申請に至ったものです。土壌改良後は、●●を栽培する計画としております。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は2.27mとします。工事完了後は、境界ぐいを復元します。埋め立て方式については、単純埋め立て方式にして1.0m覆土します。申請地は盛土して30度未満の法面を施工します。

被害防除対策として、雨水は高さ0.3mの築堤を設け、自然浸透とします。オーバーフローした雨水については、コルゲート管半管を設置し、流末排水に放流します。工事中は、歩行者及び一般車両の妨げにならないよう、誘導員を配置し安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事

務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 申請地の周りの農地は、田ですか。

**橋本委員長** 奥が田んぼです。その奥はなぜやらないのかということ質問したところ、奥が所有者不明で、借りられず、できなかったということです。

**成嶋委員** 条件的には、水はけの悪い所でしょうか。

**橋本委員長** 悪い所です。

**成嶋委員** これだけ盛土すると、盛土した時に、周りの田んぼに、土圧とか、そういうものの心配はないのですか。

**橋本委員長** 今回の申請地の1つ先のところは、土圧で盛り上がっても、その申請地の所有者も所在不明で、できないそうです。

**議長** その他、ございませんか。

**鹿倉委員** かさ上げ盛土高は2.27m、そして1mを覆土するということになってますけど、2.27mに1mの覆土は含まれますか。

**橋本委員長** はい、含まれてると思います。

**議長** その他、ございませんか。

**大宮委員** それは、道路と同じ高さぐらいになりますか。

**橋本委員長** 1件のほうは道路より高くなりますけど、もう1件の後発の合筆するほうは、道路が相当高いので、そこまでいかないと思います。多分、3 m以上は道路のほうが高いと思います。そのぐらい道路が高くて、斜面だから、とても軟弱な地盤になります。

**大宮委員** この隣のところで、●●の前は普通に田んぼやっていますよね。

**橋本委員長** 元々の山からの地下水の流れというのは、100 mでかなり違うので、元々の水の、地下水の流れがどこに湧くかということだと思います。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番から6番までにつきましては、一体の事業ですので、一括して、調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番から6番までについて、ご報告します。

調査会資料は、60ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地は、水はけが悪く耕作がしづらいことから、譲受人が譲渡人からの相談を受け、今回の申請に至ったものです。土壌改良後は、●●を栽培する計画としております。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は2.48mとします。工事完了後は、境界ぐいを復元します。埋め立て方式については、単純埋め立て方式にして1.0m覆土します。申請地は盛土して30度未満の法面を施工します。

被害防除対策として、雨水は高さ0.3mの築堤を設け、自然浸透とします。オーバーフローした雨水については、コルゲート管半管を設置し、流末排水に放流します。工事中は、歩行者及び一般車両の妨げにならないよう、誘導員を配置し安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番から6番までについて何か質問はございませんか。

**橋本委員長** すみません、先ほどの説明、勘違いしてまして、今回の場所の近くが、所有者不明の案件でした。

**成嶋委員** これは、どのぐらいの台数のトラックで運び込むんでしょうか。それから、これの発生土はどこでしょうか。

**橋本委員長** 台数までは聞かなかったです。発生土は●●からです。

**成嶋委員** これ、道は広いのでしょうか。

**橋本委員長** 道幅は，中央線がある，普通車両が通れるところです。いわゆる片側通行の道路とかとは違います。

**成嶋委員** では，10t車なども通れるでしょうか。

**橋本委員長** 通れます。

**成嶋委員** では，学校関係はないのでしょうか。

**橋本委員長** 学校関係はないです。ちょうどすぐ下が川で，●●沿いです。

**成嶋委員** 分かりました。

**議長** いいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので，3番から6番までを承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 7番について，ご報告します。

調査会資料は，65ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う，資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，合計●●㎡です。

申請地周辺は，甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●で●●を営む法人で，事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭になったため新たな資材置場及び車両置場を探していたところ，申請地が本店から近く広さも十分であることから申請に至ったも

のです。

計画内容は、資材置場及び車両置場として、2 tトラック●●台、鉄パイプ●●本、コンクリートブロック●●個を置きます。出入口を切土して10%の勾配を設け、厚さ0.1 mのコンクリートで舗装します。スロープの両端は高さ0.2～2.4 mの重量ブロックで土留めします。井溝にボックスカルバートを新設します。切土で出た土は敷地内で盛土を行い、道路からの高さ2.3 mで整地します。敷地内は、厚さ0.2 mの砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。隣接地の大井●●、●●、●●との境には既設ブロックが設置されており、その他外周には高さ1.5 mの丸木トラロープを新設します。工事中は誘導員を配置し安全に配慮して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 既存の資材置場の面積というのはいくらくらいでしょうか。新たに借りるから、既存のところは返却することになるのでしょうか。

**橋本委員長** いや、返却しないです。規模拡大です。●●地区、●●地区にも相当量の現場があります。

**成嶋委員** 数カ所持ってんですか。

**橋本委員長** はい、もうその作業場で、トラックとか鉄管パイプが

満車になってるのは見えています。

**議長** その他，ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので，7番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 8番について，ご報告します。

調査会資料は，70ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う，資材置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡です。

申請地周辺は，役場等の基準となる施設を中心として，半径1km以内の宅地化率が40%を超える農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●で●●を営む法人で，本社建物の敷地の隣接地の所有者が変わり，境界線上にブロック塀等を設置することになったため，車両の通行ができなくなりました。対応として，自社の敷地に倉庫や車庫を再配置することに伴い，既存の資材置場のスペースがなくなることから，新たな資材を置ける土地を探していたところ，申請地が本社から近いことから申請に至ったものです。

計画内容は，資材置場として，境界標●●本その他，測量業務で発生した樹木の根及び枝葉を置きます。重機を使用して転圧し，地盤を安定させます。

被害防除対策として，雨水は，自然浸透とします。土砂流入防止対策として，申請地南側の水路の法面上部に小堰堤を設置します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第4調査会としては，許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** この申請理由を何回か読んでるのですが、本社の敷地の隣接地の所有者が変わっても、別に自分の土地を出入りするのに関係ないと思うのです。どういうことでしょうか。

**橋本委員長** 本社の土地について立ち退きせざるを得なくなったということです。隣地を探していたということなんです。借りていた土地、地権者さんとの契約だと思わんですけど、使えなくなったため、隣地を探してるんだと思います。事務局、お願いします。

**事務局** 隣の地権者さんがご厚意で、車を通ってもいいというふうにしてくれてたんですけど、隣の方が変わって、使う用地ができたということです。もうブロック塀を立てたそうです。

**議長** その他、ございませんか。

**砂川委員** 車両出入口の幅は、どのぐらいの幅ですか。

**橋本委員長** 2 m 5 0 ぐらい。普通に車両が通れる出入口です。

**議長** よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、8番を承認いたします。議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、75ページからになります。

本件は、申請人が平成28年に相続で取得しましたが、昭和48年から宅地として利用していた農地について、地目変更登記のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として昭和60年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、78ページからになります。

本件は、●●及び●●に在住の各申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。  
議案第5号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次の議案に入ります。  
議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を議題といたします。  
総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。  
議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番から3番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●●の田●●●●筆、面積●●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第5番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●●●に在住する農業者で、●●●●●●の田●●●●●●筆、合計面積●●●●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。



(農政課職員退席)

**議長** 次の議案に入ります。

議案第7号「特定農地貸付の承認申請について」を議題といたします。総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番についてご報告いたします。

調査会資料は81ページからになります。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設で、「特定農地貸付け」と呼ばれるものです。

申請者は、●●在住で、相続した自己所有の農地を活用し、市民農園を開設するものです。

申請地は、市街化調整区域内にある農地で、●●の畑●●筆、合計●●です。

開設内容については、利用者への貸付期間は1年間で、市民農園の区画数は●●区画としており、利用者の募集方法はホームページ、現地掲示板等にて行います。申込者が募集数を上回る場合は、抽選等により借受者を決定します。

申請者は、農園内に管理者を配置し、適切な農地の維持、管理及び運営を行います。また、周辺地域に影響を及ぼさないよう、借受者に対し指導等を行い、農園の適切な利用の確保に努めるとのことです。

現地調査並びに面接調査の結果を審査したところ、特定農地貸付けの各要件に合致していると認め、第4調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告及び補足説明がございました。次に事務局に補足説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が補足説明)

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告及び補足説明がございました。1番について何か質問はございませんか。

**成嶋委員** 市民農園でよく話を聞くのは、隣の人の管理が悪い、雑草、それから消毒はしない、それであと盗難。そういうことは誰の耳に入るんですか。

**橋本委員長** 管理者が面接に来られて、既に貸し農園をやっている会社なので、その辺のトラブルも多分うまく対処するんじゃないかなと思います。市民農園で一番懸念されるのは多分ごみ問題だと思うので、ペットボトルとか、あと肥料袋の散乱とか、その辺もないのかというのを聞いたところ、一応管理実績があると。遠くは●●の公園内で市民農園を開設していたり、実績がそこそこありそうなので、その辺はちゃんとやってくれるんじゃないかなと思います。

**成嶋委員** 管理事務所はここはないんですか。

**橋本委員長** 現場には置かないと思います。千葉県の数カ所にあるみたいで、それをルートで回って管理していくようです。

**議長** 他にございませんか。

**山崎委員** これ、●●区画あるんですけども、駐車場、先ほど申請出ましたよね。●●台ぐらいだったか。それで間に合うのでしょうか。

**橋本委員長** その辺も質問させてもらって、一応●●区画で登録していますが、実質は●●区画だろう、●●前後じゃないかってことです。

実際にやるのは、募集の要項から、要望調査で、●●前後じゃないかっていうことと。基本は歩いてくるとか自転車で来るとかというのを想定して、●●カ所の駐車場に関しては、アプリを使った登録制の駐車場にするそうです。なので、●●台以上は止まることができないようなシステムになってるそうです。30分おきで登録できるようなんですが、複数時間、30分を4回借りれば2時間借りれるみたいな感じで、登録制、ネットで登録して、空いていれば止まれるという感じで管理するそうです。だから、そこでバッティングして車がオーバーフローして路駐が増えるってことはないそうです。

**議長** よろしいですか。

その他、ございませんか。

**山崎委員** 配置計画図にハウスというのがありますけども、これ、ハウス兼道具置き場とか、そういうものでしょうか。

**橋本委員長** 現地も見てきましたが、ハウスの骨組みが残っていて、それを利用して道具置場にするそうです。ハウスだけ、骨組みだけ残っているのを処分するのはもったいないから利用するそうです。

**山崎委員** もし、そのハウス、トタン張りとかにすると、建物になると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

**橋本委員長** 小さい骨組みなので、トタンを張ることはないと思います。

**成嶋委員** 駐車場は砂利敷でしょうか？

**橋本委員長** 防草シートを敷きます。シート敷くだけなので、碎石とか入れるわけじゃないので、何かあった場合、復旧も容易ではないかなと思います。

**議長** よろしいですか。その他、ございませんか。

**平川委員** トイレとかはどこに設置するのでしょうか。

**橋本委員長** トイレはないそうです。

**議長** その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。  
議案第7号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の議案審議は終了いたしました。  
次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。今後の予定を申し上げます。

4月6日、7日が調査会で、6日は午前9時から、7日は午後1時からです。場所は分庁舎2第1・2会議室です。

担当は、農地第1調査会です。

4月10日午後2時からが総会で、場所は分室3第4会議室です。

これを持ちまして、第20回柏市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

(午後3時30分閉会)